

入札公告

福島県政世論調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する

令和6年3月7日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県政世論調査業務 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

2 入札に参加をする者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する認証制度による認証を取得していること。または、個人情報の取扱いを適切に行う体制を、社内規則等で定め、適切に運用していること。
- (5) 県内又は隣接県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、令和6年3月14日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に持参または書留郵便により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受け

ること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部県民広聴室

電話 024-521-7013

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 令和 6 年 3 月 7 日(木)から同月 14 日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙 20 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 3 月 21 日(木) 午前 10時00分
- (2) 場所 福島県庁 西庁舎7階 会議室(福島県福島市杉妻町 2 番 16 号)
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 日時 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(入札書に記載する金額の 100 分の 110 に相当する額)の 100 分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の効力

入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

9 その他

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格では、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、その者を落札者としなないことがある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(県民広聴室)